北海道の卸売市場の活性化に向けて

令和２年６月

（令和８年３月 一部更新）

北　　海　　道

目　　次

１　本道卸売市場の役割　・・・・・・・・・・・・・・・　１
（１）卸売市場の機能
（２）本道卸売市場の独自性
（３）本道卸売市場の果たすべき役割
２　本道卸売市場を取り巻く環境　・・・・・・・・・・・・・・・　２
（１）卸売市場法の改正
（２）食品等持続的供給法の成立による卸売市場法の一部改正
（３）本道の社会経済情勢
３　本道卸売市場の目指すべき姿　・・・・・・・・・・・・・・・　４
（１）産地市場機能の発揮等
（２）地域への生鮮食料品の安定供給
（３）卸売市場の活性化に向けた新たな取組の推進
（４）災害時等の対応

４　卸売市場に関する基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・　８
（参考：令和７年農林水産省告示第 1416 号）

５　本道卸売市場のあらまし　・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（１）卸売市場の種類と要件
（２）卸売市場数の推移
（３）流通圏及び卸売市場の配置一覧
（４）開設者及び卸売業者の組織形態
（５）北海道卸売市場取扱状況の推移
（６）全国卸売市場取扱状況の推移
（７）入荷形態別取扱高（消費地市場）及び産地市場取扱高
（８）認定卸売市場名簿

注）１　５（２）～（７）は、令和７年度に実施した地方卸売市場実態調査（農林水産省）の結果並びに札幌市中央卸売市場及び農林水産省ホームページ等を元に掲載したものです。
２　５（８）は、令和８年２月末現在において開設されている、道内中央卸売市場及び地方卸売市場について掲載しています。

はじめに

卸売市場は、食品等の流通の核として、生鮮食料品等を安定的に供給する役割を果たすことが求められており、道内地方卸売市場の業務の適正化と健全な運営が確保され、本道における生鮮食料品等の円滑な流通と公正・透明な取引が図られるよう、道として改正法に基づき地方卸売市場に対し必要な指導・助言を行うとともに、卸売市場の取扱状況など現状と課題や目指すべき姿等を示す「北海道の卸売市場の活性化に向けて」を策定するものである。

１　本道卸売市場の役割

(1) 卸売市場の機能

卸売市場は、広く全国から多種大量の生鮮食料品等を集め、ニーズに応じて必要な品目・量に仕分けする「集荷・分荷機能」、需給を反映した公正な評価によって価格を決定する「価格形成機能」、販売代金を回収し迅速確実に生産者に決済する「決済機能」、川下のニーズや川上の生産情報を収集し、川上川下の双方に情報提供する「情報受発信機能」の４つの機能を果たしている。

また、生産者にとっては身近で安定した出荷先として、仲卸業者や小売業者、飲食店等の実需者にとっては多種多様な品目を大量かつ安定的に購入することができる仕入れ先としての機能も有している。

(2) 本道卸売市場の独自性

広大な土地と自然に恵まれた本道は、我が国有数の食料供給地域としての役割を担ってきており、道内の多くの卸売市場では、近隣の農水産物を集荷し、全国へ出荷する「産地市場」としての機能を有している。

また、道内は産地と卸売市場の距離はもとより、道内市場間や道外との距離も長いため、輸送に伴う鮮度保持や物流コストの負担など、本道特有の課題も有している。

(3) 本道卸売市場の果たすべき役割

本道の卸売市場は、その独自性を踏まえながらも、生産者、実需者さらには消費者への架け橋として、それぞれのニーズに的確に対応するため、市場本来の集荷・分荷機能や価格形成機能などを一層効果的に発揮し、地域の安全・安心な生鮮食料品等を安定的に供給する基幹的な流通インフラとしての役割を果たすことが期待されている。

また、流通が多様化する中、本道の卸売市場は、生鮮食料品等の公正な取引の場として、公正かつ透明を旨とする共通の取引ルールを遵守し、公正かつ安定的に業務運営を行うことにより、高い公共性を果たしていくことが今後も期待される。

2　本道卸売市場を取り巻く環境

(1) 卸売市場法の改正

①　改正の背景

食品流通においては、卸売市場を経由しない大規模小売業者等による産地直接取引、生産者による直接販売やインターネット通信販売など、流通の多様化が進展しているにも関わらず、卸売市場にのみ卸売市場法により様々な規制が課されている実態にある。

こうした中、生産者の所得を向上させるとともに、消費者ニーズに的確に対応し、新たな需要の開拓や付加価値の向上につながる食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境を確保する一環として、食品流通の核として卸売市場が果たしてきた機能が今後も発揮されるよう、卸売市場法の抜本的な改正（※）がなされた。

※　改正法は平成 30(2018)年６月 22 日公布、令和２(2020)年６月 21 日施行。

②　改正内容

改正の大きなポイントは、次のとおりである。

ア　卸売市場の開設を、これまでの農林水産大臣又は都道府県知事による許認可制から認定制に変更したこと。

イ　公正・透明を旨とする遵守事項としての共通ルールを定めたこと。

【共通ルール】
- 売買取引方法の公表
- 差別的取扱の禁止
- 受託拒否の禁止（中央卸売市場のみ）
- 代金決済ルールの策定・公表
- 取引条件の公表
- 取引結果の公表
- その他の取引ルールの公表

ウ　各市場が、卸売業者及び仲卸業者だけでなく、出荷者や売買参加者を始めとする取引参加者の意見を聞くなど、公正な手続きを踏み、それぞれの特性を発揮して「その他の取引ルール」として定めることができること。

【その他の取引ルール】

- **商物分離**
  卸売市場外にある生鮮食料品等の卸売業者による卸売
- **第三者販売**
  仲卸業者及び売買参加者（開設者から事実行為として承認等を受けて卸売業者から卸売を受ける者をいう。以下同じ。）以外の者への卸売業者による卸売
- **直荷引き**
  仲卸業者による卸売業者以外の者からの買受け
- **自己買受け**
  卸売業者による卸売の相手方としての買受け
- **地方卸売市場における受託拒否の禁止**
  地方卸売市場において出荷者から販売の委託があった場合の卸売業者による受託拒否の禁止

(2) 食品等持続的供給法の成立による卸売市場法の一部改正

① 改正の背景

原材料価格の高騰や急速な円安の進行など、農業・食品産業の事業環境が急激に変化する中、合理的な費用を考慮した価格形成と食品産業の持続的な発展を図るため、「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（食品等持続的供給法）」が成立し、同時に卸売市場法の一部改正（※）が行われることとなった。

※　食品等持続的供給法に係る卸売市場法の一部改正は、令和７年(2025)年６月 18 日公布、令和８(2026)年４月１日施行。

② 改正内容（卸売市場に直接関係する部分）

改正の大きなポイントは、次のとおりである。

ア　中央卸売市場及び地方卸売市場の認定要件の追加

開設者は、次に掲げる事項を公表すること（花きのみを扱う市場を除く）
（ⅰ）　当該卸売市場において取り扱う指定飲食料品等
（ⅱ）　（ⅰ）に掲げる指定飲食料品等のコスト指標
（ⅲ）　飲食料品等事業者等の努力義務の内容

(3) 本道の社会経済情勢

少子高齢化の進行により、本道の人口は、平成９(1997)年の約 570 万人をピークに全国より約 10 年早く人口減少局面に入っており、道内消費者向けの市場規模が縮小しているほか、高齢化率も３割を超えるなど、高齢者や単身者の世帯が増加したことによる中食・外食需要の増加など、消費者ニーズが多様化している。

また、道内においても大規模小売業者等による産地直接取引や、農水産物の直売所やインターネット通販などの市場外流通が増加しており、飲食料品を販売する小規模な店舗の減少が顕著となっている。

一方、本道経済を道内総生産の推移からみると、平成 27(2015)年度以降、小幅ではあるが対前年を上回る実績を計上し、比較的堅調に推移している。

なかでも卸売市場が取り扱う農水産物の生産を担う第１次産業の動向をみると、農業は産出額で昭和 59(1984)年以降１兆円超と堅調に推移している一方で、漁業は不漁により漁獲量が近年減少傾向で推移しており、産出額もこれに伴い減少ないしは横ばいの状況にあるが、農業漁業ともに産出額の都道府県別シェアは全国トップを誇っている。

また、近年、ながいもやホタテなどの道産農水産物は、海外からも注目されており、食の北海道ブランドとして輸出拡大の一翼を担っている。

こうした社会経済情勢のなか、道内の卸売市場においては、取扱数量や取扱金額が減少傾向で推移するなど、依然として厳しい経営環境に置かれている。

３　本道卸売市場の目指すべき姿

卸売市場が今後も人口減少や経済動向などの社会経済情勢を反映した諸課題に的確に対応し、生鮮食料品等の流通の核としての役割を果たしていくためには、国の定める「卸売市場に関する基本方針（平成 30 年農林水産省告示 2278 号)」に定める施設整備の在り方や重要事項に即した取組を進めるとともに、本道の独自性を踏まえた活性化に向けた取組を進めることが求められている。

(1) 産地市場機能の発揮等

道内卸売市場の特徴である産地市場機能を発揮するため、産地と実需者の連携や市場間連携の一層の強化や集荷・出荷体制、物流システムの効率化に努める。

また、産地育成の視点を踏まえた消費者ニーズなどの情報の共有化や、産地と実需者とのコーディネート力や選果・選別機能などの強化に取り組む。

卸売市場に関する基本方針　（令和７年農林水産省告示第 1416 号）

第２　卸売市場の施設に関する基本的な事項

１　卸売市場の施設整備の在り方（法第４条第５項第８号、第 13 条第５項第８号及び第 16 条関係）（中略）

⑴　流通の効率化

トラックの荷台と卸売場の荷受口との段差がなく円滑に搬出入を行うことができるトラックバースや、産地から無選別のまま搬入した上で一括して選果等を行う選別施設の整備、卸売市場内の物流動線を考慮した施設の配置等、卸売市場における流通の効率化に取り組む。

また、複数の卸売市場間のネットワークを構築し、一旦拠点となる卸売市場に集約して輸送した後に他の卸売市場へと転送するハブ・アンド・スポーク等、他の卸売市場と連携した流通の効率化に取り組む。

⑵ 地域への生鮮食料品の安定供給

広大な道内において、人口減少や過疎化が進行する中にあっても、地域住民に安全・安心な生鮮食料品を安定的に供給する公共インフラとしての機能を果たすため、市場ごとに定める取引ルールの柔軟な運用により、生産者及び実需者のニーズに対応した迅速な取引に努めるとともに、鮮度保持などの品質管理の向上や加工処理等の機能の強化、複数の卸売市場間における集荷や輸送の共同化等に取り組む。

卸売市場に関する基本方針　（令和７年農林水産省告示第 1416 号）

第２　卸売市場の施設に関する基本的な事項

１　卸売市場の施設整備の在り方（法第４条第５項第８号、第 13 条第５項第８号及び第 16 条関係）（中略）

⑵　品質管理及び衛生管理の高度化

トラックの荷台と低温卸売場の荷受口との隙間を埋めて密閉するドッグシェルターや、低温卸売場、冷蔵保管施設、低温物流センターの整備等によるコールドチェーンの確保に取り組む。

また、輸出先国の HACCP 基準を満たす閉鎖型施設や、品質管理認証の取得に必要な衛生設備等、高度な衛生管理に資する施設の整備に取り組む。

(3) 卸売市場の活性化に向けた新たな取組の推進

食品の海外市場への販路開拓を目的に、道では平成 28(2016)年に「北海道食の輸出拡大戦略」を策定し、生産者や事業者、支援機関等が連携した輸出拡大に向けた取組を推進しているほか、国も同年に策定した「農林水産業の輸出力強化戦略」に関連して定めた「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」の中で「輸出インフラ整備」の重要性に言及している。

道内の卸売市場も、これらに呼応し、新たな需要を開拓するため、道内産の農水産物の輸出拠点としての積極的な機能発揮に努めることとし、産地や市場関係者と連携し、道内の卸売市場の持つ産地市場としての強みを活かした集荷機能による品揃え、数量等の取引先ニーズに対応できる集出荷体制の構築と、輸出先が求める衛生・品質管理に努める。

また、農漁業者と多様な事業者が連携して推進する６次産業化への取組に対し、産地及び消費地と直結した道内卸売市場が有する目利きのノウハウなどの強みを活かし、事業参画者のオブザーバーや共同事業者として機能を発揮することで共存・共栄に取り組む。

卸売市場に関する基本方針　（令和７年農林水産省告示第 1416 号）

第２　卸売市場の施設に関する基本的な事項

１　卸売市場の施設整備の在り方（法第４条第５項第８号、第 13 条第５項第８号及び第 16 条関係）（中略）

⑷　国内外の需要への対応

加工食品の需要の増大に対応するための加工施設の整備、小口消費の需要の増大に対応するための小分け施設やパッケージ施設の整備等、国内の需要に的確に対応するための施設の整備に取り組む。

また、全国各地から多種多様な商品が集まる特性をいかし、加工や包装、保管、輸出手続等を一貫して行う輸出拠点施設の整備等、海外の需要に的確に対応するための施設の整備に取り組む。

(4) 災害時等の対応

平成 30(2018)年９月に発生した北海道胆振東部地震の際に、全道域に及ぶブラックアウトという未曾有の危機に見舞われた経験を踏まえ、災害時等の緊急の事態に際し、生鮮食料品等の安定供給を担う卸売市場の運営に支障が生じる恐れがないよう、開設者は、非常用電源の設置や耐火性・防災性に配慮した施設整備に努める。

また、災害等に際しても継続的に生鮮食料品等を供給することができるよう、事業継続計画（ＢＣＰ）等の策定に取り組むとともに、災害時に卸売市場が相互に救援協力するために締結された「道内卸売市場による災害時相互応援協定」を推進する「道内卸売市場災害対応等ネットワーク推進会議」を通じ、道内卸売市場との連携を図る。

卸売市場に関する基本方針　（令和７年農林水産省告示第 1416 号）

第３　その他卸売市場に関する重要事項

１　災害時等の対応

開設者、卸売業者及び仲卸業者は、災害等の緊急事態であっても継続的に生鮮食料品等を供給できるよう、事業継続計画（ＢＣＰ）の策定等に努めるとともに、開設者は、社会インフラとして迅速に生鮮食料品等を供給できるよう、地方公共団体と食料供給に関する連携協定の締結等に努める。

４　卸売市場に関する基本方針　（令和７年農林水産省告示第 1416 号）

第１　卸売市場の業務の運営に関する基本的な事項

１　卸売市場の位置付け（法第１条、第２条、第４条及び第 13 条関係）

中央卸売市場及び地方卸売市場（以下単に「卸売市場」という。）が有する集荷及び分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要であり、卸売業者の集荷機能、仲卸業者の目利き機能等が果たされることにより、食品等の流通の核として国民に安定的に生鮮食料品等を供給する役割を果たすことが期待される。

他方、生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応のためには、卸売市場を含めて新たな需要の開拓や付加価値の向上を実現することが求められる。

流通が多様化する中で、卸売市場は、生鮮食料品等の公正な取引の場として、特定の取引参加者を優遇する差別的取扱いの禁止のほか、取引条件や取引結果の公表等公正かつ透明を旨とする共通の取引ルールを遵守し、公正かつ安定的に業務運営を行うことにより、高い公共性を果たしていくことが期待される。

また、地方公共団体を始めとする開設者は、地域住民からの生鮮食料品等の安定供給に対するニーズへの対応、食品等持続的供給法に係る公表等により高い公共性を果たす必要がある。

２　卸売市場におけるその他の取引ルールの設定（法第４条第５項第６号及び第 13 条第５項第６号関係）

開設者は、法に基づき、取引参加者の意見を十分に聴いた上で、その他の取引ルールとして、次のような行為について遵守事項を定めることができる。

ア　商物分離

卸売市場外にある生鮮食料品等の卸売業者による卸売

イ　第三者販売

仲卸業者及び売買参加者（開設者から事実行為として承認等を受けて卸売業者から卸売を受ける者をいう。以下同じ。）以外の者への卸売業者による卸売

ウ　直荷引き

仲卸業者による卸売業者以外の者からの買受け

エ　自己買受け

卸売業者による卸売の相手方としての買受け

オ　地方卸売市場における受託拒否の禁止

地方卸売市場において出荷者から販売の委託があった場合の卸売業者による受託拒否の禁止

開設者は、その他の取引ルールを定める場合には、卸売業者及び仲卸業者だけでなく出荷者や売買参加者を始めとする取引参加者の意見を偏りなく十分に聴き、議事録等を公表する等により今後の事業展開に関する新しいアイデア等を共有するほか、卸売市場の施設を有効に活用する新規の取引参加者の参入を促す等、取扱品目ごとの実情に応じて卸売市場の活性化を図る観点から、ルール設定を行う。

3 卸売市場における指導監督

⑴ 開設者による指導監督（法第４条第５項第３号ハ及び第７号並びに第 13 条第５項第３号ハ及び第７号関係）

開設者は、取引参加者が遵守事項に違反した場合には、指導及び助言、是正の求め等の措置を講ずるとともに、卸売業者の事業報告書等を通じて卸売業者の財務の状況を定期的に確認する。

また、開設者は、卸売市場の業務を適正に運営するため、指導監督に必要な人員の確保等を行う。

⑵ 国及び都道府県による指導監督（法第９条から第 12 条まで（第 14 条において準用する場合を含む）関係）

農林水産大臣及び都道府県知事は、毎年、開設者から卸売市場の運営の状況に関する報告を受けるとともに、卸売業者等の業務の状況を把握する。

また、農林水産大臣及び都道府県知事は、必要に応じ、開設者に対して報告徴収及び立入検査を行い、指導及び助言や措置命令の措置を講ずるほか、 重大な法令違反等があった場合にはその認定を取り消すことにより、卸売市場における公正な取引を確保する。

第２ 卸売市場の施設に関する基本的な事項

1 卸売市場の施設整備の在り方（法第４条第５項第８号、第 13 条第５項第８号及び第 16 条関係）

卸売市場は、都市計画との整合等を図りつつ取扱品目の特性、需要量等を踏まえ、売場施設、駐車施設、冷蔵・冷凍保管施設、輸送・搬送施設、加工処理施設、情報処理施設等、円滑な取引に必要な規模及び機能を確保する。

また、開設者の指定を受けて卸売業者、仲卸業者等が保有する卸売市場外の施設を一時的な保管施設として活用し、卸売市場の施設の機能を有効に補完する。

その上で、各卸売市場ごとの取引実態に応じて、次のような創意工夫をいかした事業展開が期待される。

⑴ 流通の効率化

トラックの荷台と卸売場の荷受口との段差がなく円滑に搬出入を行うことができるトラックバースや、産地から無選別のまま搬入した上で一括して選果等を行う選別施設の整備、卸売市場内の物流動線を考慮した施設の配置等、卸売市場における流通の効率化に取り組む。

また、複数の卸売市場間のネットワークを構築し、一旦拠点となる卸売市場に集約して輸送した後に他の卸売市場へと転送するハブ・アンド・スポーク等、他の卸売市場と連携した流通の効率化に取り組む。

⑵ 品質管理及び衛生管理の高度化

トラックの荷台と低温卸売場の荷受口との隙間を埋めて密閉するドッグシェルターや、低温卸売場、冷蔵保管施設、低温物流センターの整備等によるコールドチェーンの確保に取り組む。

また、輸出先国の HACCP 基準を満たす閉鎖型施設や、品質管理認証の取得に必要な衛生設備等、高度な衛生管理に資する施設の整備に取り組む。

⑶　情報通信技術その他の技術の利用

IoT を始めとする情報通信技術の導入により、低温卸売場の温度管理状況、保管施設の在庫状況、物流センターの出荷・発注状況等を事務所にいながらリアルタイムで把握できるようにする等、情報通信技術等の利用による効率的な商品管理等に取り組む。

⑷　国内外の需要への対応

加工食品の需要の増大に対応するための加工施設の整備、小口消費の需要の増大に対応するための小分け施設やパッケージ施設の整備等、国内の需要に的確に対応するための施設の整備に取り組む。

また、全国各地から多種多様な商品が集まる特性をいかし、加工や包装、保管、輸出手続等を一貫して行う輸出拠点施設の整備等、海外の需要に的確に対応するための施設の整備に取り組む。

⑸　関連施設との有機的な連携

主として生鮮食料品等の卸売を行う卸売市場の役割を基本としつつ、関係者間の調整を行った上で、卸売市場外で取引される食品等を含めて効率的に輸送する、既に市場まつり等の取組もなされているが、卸売市場の役割に支障を及ぼさない範囲で施設を有効に活用する、卸売市場から原材料を供給して加工食品を製造する等、卸売市場の機能を一層有効に発揮できるよう、卸売市場の内外において関連施設の整備に取り組む。

2　国による支援（法第 16 条関係）

卸売市場の施設の整備には、予算措置により国が助成し、特に中央卸売市場の開設者が流通合理化事業活動計画に従って施設の整備を行う場合には、法に基づき、予算の範囲内において、その費用の 10 分の 4 以内を補助することができる。

第３　その他卸売市場に関する重要事項

1　災害時等の対応

開設者、卸売業者及び仲卸業者は、災害等の緊急事態であっても継続的に生鮮食料品等を供給できるよう、事業継続計画（ＢＣＰ）の策定等に努めるとともに、開設者は、社会インフラとして迅速に生鮮食料品等を供給できるよう、地方公共団体と食料供給に関する連携協定の締結等に努める。

2　食文化の維持及び発信

開設者、卸売業者及び仲卸業者は、多種多様な野菜及び果物、魚介類、肉類等の食材の供給や、小中学生や消費者との交流等を通じて、食文化の維持及び発展に努める。

3　人材育成及び働き方改革

卸売業者及び仲卸業者は、人手不足の中で必要な人材を確保するため、労働負担を軽減する設備の導入、休業日の確保、女性が働きやすい職場づくり等、卸売市場の労働環境の改善に努める。

５　本道卸売市場のあらまし

（１）卸売市場の種類と要件

種類	要　　件	開設者等の形態
中央卸売市場	○施設（卸売場、仲卸売場、倉庫・冷蔵庫）規模が一定以上 青果、水産　　：10,000 ㎡ 食肉、花き、その他：1,500 ㎡ ○農林水産大臣の認定を受けて開設する卸売市場	○開　設　者：地方公共団体、法人 （農林水産大臣認定） ○卸 売 業 者： ○仲 卸 業 者：　株式会社、個人等 ○関連事業者：　（必要に応じて開設者が業務規程に規定） ○売買参加者：
地方卸売市場	○中央卸売市場以外の卸売市場であって、都道府県知事の認定を受けて開設する卸売市場	○開　設　者：地方公共団体、法人 （都道府県知事認定） ○卸 売 業 者： ○仲 卸 業 者：　株式会社、個人等 ○売買参加者：　（必要に応じて開設者が業務規程に規定）
その他市場	○中央及び地方卸売市場以外の卸売市場（農林水産大臣及び都道府県知事の認定を受けない卸売市場）	卸売市場法に規定はない。 都道府県独自に制度を設けることができる。

（２）卸売市場数の推移

年度（年）	北海道					全国				
	中央卸売市場	地方卸売市場	公設	第三セクター	民設	中央卸売市場	地方卸売市場	公設	第三セクター	民設
H20	3	77	16	1	60	79	1,207	156	39	1,012
H21	1	79	18	1	60	76	1,185	156	38	991
H22	1	79	18	1	60	74	1,169	153	37	979
H23	1	79	17	1	61	72	1,159	151	37	971
H24	1	78	17	1	60	－	1,144	155	38	951
						72	1,126	154	37	935
H25	1	77	16	1	60	70	1,105	154	36	915
H26	1	77	16	1	60	67	1,092	157	37	898
H27	1	76	16	1	59	64	1,081	156	38	887
H28	1	73	15	1	57	64	1,060	151	37	872
H29	1	73	15	1	57	64	1,037	151	35	851
H30	1	73	14	1	58	64	1,025	149	33	843
R1	1	72	13	1	58	64	1,009	147	31	831
R2	1	72	13	1	58	65	908	142	31	735
R3	1	72	13	1	58	65	905	142	31	732
R4	1	73	12	1	60	65	901	141	32	728
R5	1	72	12	1	59	64	909	139	30	740
R6	1	72	12	1	59					

※　「北海道」は北海道経済部調べで、各年度末現在。
※　「全国」は農林水産省調べで、各年度末現在。ただし、地方卸売市場については平成 23 年度までは各年度当初、平成 24 年度は年度当初と年度末の数値。

（３）流通圏及び卸売市場の配置一覧

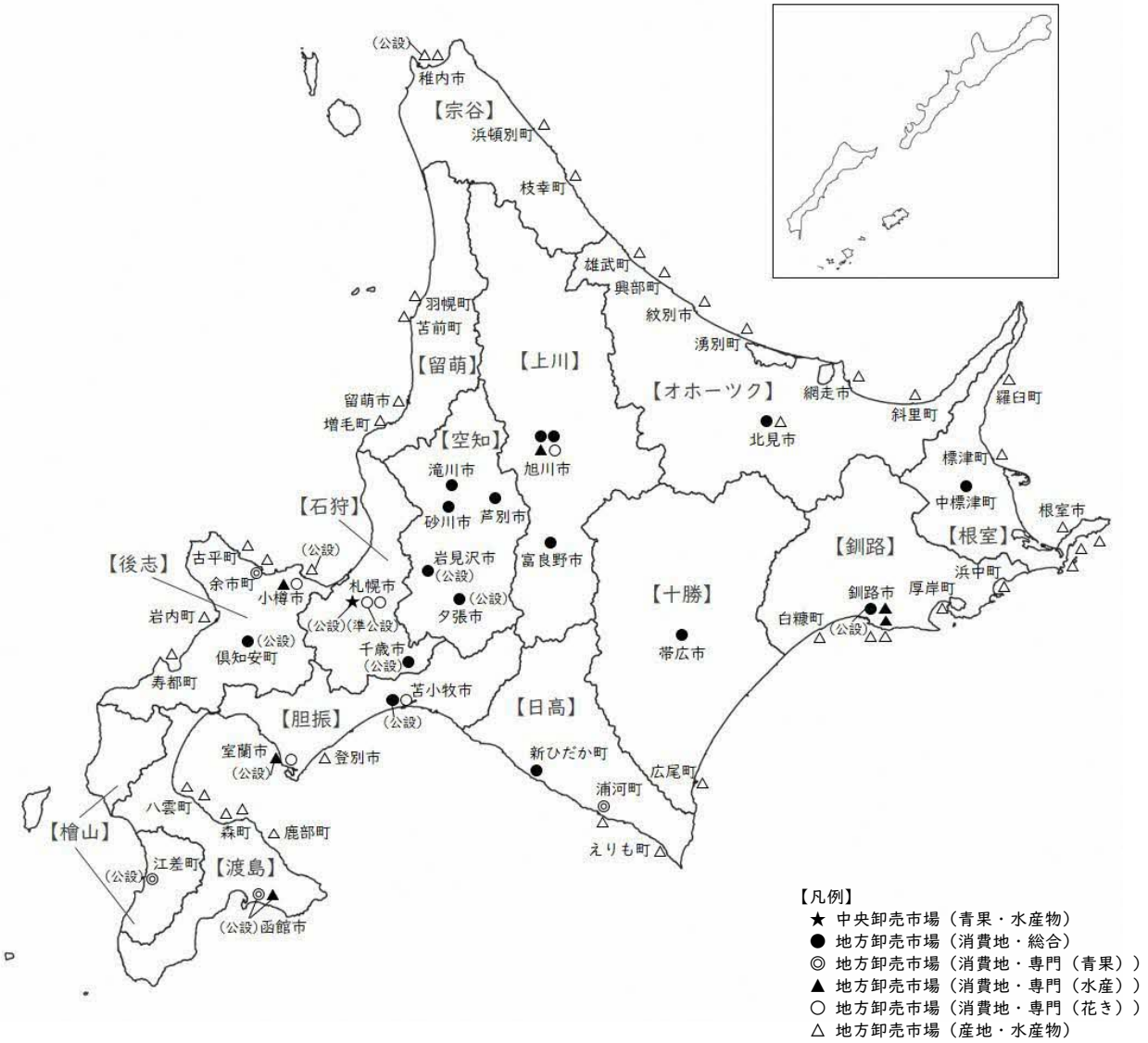

流通圏	道央圏					道南圏		道北圏			ｵﾎｰﾂｸ圏	十勝圏	釧路・根室圏		計
振興局	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	ｵﾎｰﾂｸ	十勝	釧路	根室	
市場数	5	4 (1)	9	5	4	7	1	5	4	4	8	2	8	7	73 (1)
	27 (1)					8		13			8	2	15		

※　北海道経済部調べ（令和７年３月末現在）
※　括弧は中央卸売市場で内数

（４）開設者及び卸売業者の組織形態

① 組織形態別開設者数

市場区分＼組織形態別				市町村（公設）	第三ｾｸﾀｰ	漁業協同組合	株式会社	合計
地方卸売市場	消費地市場	総合市場	青果・水産物・花き				3	3
			青果・水産物	5			6	11
			青果・花き	1			1	2
		専門市場	青果	2			2	4
			水産物	2		2	2	6
			花き		1		5	6
		小計		10	1	2	19	32
	水産物産地市場			2		36	2	40
	計			12	1	38	21	72
中央卸売市場				1				1
合計				13	1	38	21	73

※　北海道経済部調べ（令和７年３月末現在）

② 組織形態別卸売業者数（延べ数）

市場区分＼組織形態別		漁業協同組合	株式会社	任意組合	合計
地方卸売市場	青果・水産物・花き		3		3
	青果・水産物		13		13
	青果・花き		2		2
	青果		4	1	5
	水産物（消費地）	2	4		6
	水産物（産地）	39	2		41
	花き		8		8
	計	41	36	1	78
中央卸売市場	青果		1		1
	水産物（消費地）		2		2
	計		3		3
合計		41	39	1	81

※　北海道経済部調べ（令和７年３月末現在）

（５）北海道卸売市場取扱状況の推移

① 取扱数量

（単位：トン、花き：千本）

年度	中央卸売市場		地方卸売市場				
	青　果	水産物	青　果	水産物（消費地）	水産物（産　地）	花　き	その他
H20	310,281	129,165	388,001	199,564	945,834	222,959	8,576
H21	315,208	119,464	405,188	216,884	955,135	215,685	10,963
H22	300,932	110,510	371,375	195,866	945,592	213,169	3,793
H23	302,743	109,480	370,058	187,430	924,361	207,814	3,411
H24	304,461	110,138	359,542	191,928	902,912	200,674	7,548
H25	310,230	102,489	343,515	175,127	889,912	191,250	7,009
H26	305,056	97,088	332,203	161,013	837,818	181,613	5,696
H27	301,790	88,219	319,107	154,755	690,318	177,896	6,203
H28	278,518	79,027	307,583	133,381	590,594	170,282	7,972
H29	268,668	74,000	299,885	121,244	639,029	161,927	5,949
H30	248,401	74,454	285,705	116,869	719,122	155,879	9,652
R1	241,377	70,064	300,351	123,932	790,341	148,657	6,180
R2	229,567	63,145	291,436	93,221	876,049	137,137	6,090
R3	224,286	63,546	252,832	94,271	876,957	132,533	7,101
R4	219,779	60,742	253,636	95,127	871,919	127,764	7,539
R5	208,248	54,584	232,473	89,191	861,489	153,876	7,460
R6	198,549	54,491	233,677	83,267	816,077	146,705	8,018

※　北海道経済部調べ

② 取扱金額

（単位：百万円）

年度	本道卸売市場計	中央卸売市場計	青　果	水産物	地方卸売市場計	青　果	水産物（消費地）	水産物（産　地）	花　き	その他
H20	567,049	170,935	57,088	113,847	396,114	84,117	123,039	166,326	15,721	6,911
H21	545,117	156,184	58,637	97,547	388,933	87,864	121,373	157,660	15,329	6,707
H22	548,733	154,438	62,523	91,915	394,295	88,933	113,958	171,240	15,737	4,427
H23	543,401	154,793	59,271	95,522	388,608	84,419	111,803	173,013	14,950	4,423
H24	521,872	154,751	56,770	97,981	367,121	79,421	110,870	158,054	14,238	4,538
H25	562,475	161,653	61,226	100,427	400,822	80,486	113,068	188,716	14,006	4,546
H26	560,147	162,835	62,065	100,770	397,312	78,984	111,196	189,236	13,468	4,428
H27	559,564	165,919	65,898	100,021	393,645	79,757	108,925	187,254	13,632	4,077
H28	531,784	160,427	66,967	93,460	371,357	82,607	104,472	166,745	13,244	4,289
H29	520,485	155,012	62,330	92,682	365,473	78,052	101,556	169,551	12,588	3,726
H30	496,581	147,232	58,037	89,195	349,349	76,592	95,751	161,010	12,248	3,748
R1	458,401	136,467	53,873	82,594	321,934	72,670	85,782	148,067	11,797	3,618
R2	427,931	126,684	53,616	73,068	301,247	75,994	77,738	133,500	11,041	2,974
R3	469,704	131,604	54,027	77,577	338,100	73,597	82,075	168,500	11,628	2,300
R4	526,096	141,622	55,785	85,837	384,474	72,432	90,067	207,044	12,416	2,515
R5	490,185	135,518	56,211	79,307	354,667	69,219	83,907	183,128	14,861	3,552
R6	517,633	143,409	60,660	82,749	374,224	72,696	86,929	196,268	14,581	3,750

※　北海道経済部調べ

（６）全国卸売市場取扱状況の推移

① 取扱数量

（単位：千トン）

年度	中央卸売市場					地方卸売市場					
	青果	水産物	花き	食肉	その他	青果	水産物（消費地）	水産物（産地）	花き	食肉	その他
H20	9,082	2,561	－	223	－	6,946	1,117	－	－	155	－
H21	8,855	2,444	－	226	－	6,708	1,088	－	－	166	－
H22	8,232	2,299	－	221	－	6,209	1,013	－	－	162	－
H23	8,251	2,139	－	217	－	6,131	1,046	－	－	154	－
H24	8,265	2,056	－	218	－	6,028	1,031	－	－	148	－
H25	8,188	1,925	－	224	－	5,860	1,038	－	－	153	－
H26	7,966	1,769	－	218	－	5,994	1,043	－	－	143	－
H27	7,656	1,707	－	208	－	5,733	1,007	－	－	151	－
H28	7,470	1,607	－	201	－	5,719	988	－	－	149	－
H29	7,409	1,499	－	201	－	5,721	910	－	－	149	－
H30	7,222	1,416	－	203	－	5,428	853	－	－	150	－
R1	7,205	1,344	－	201	－	5,330	876	－	－	140	－
R2	6,968	1,284	－	206	－	5,271	766	－	－	154	－
R3	6,758	1,257	－	208	－	5,073	761	－	－	151	－
R4	6,581	1,141	－	216	－	4,888	711	－	－	156	－
R5	6,332	1,098	－	217	－	4,699	703	－	－	152	－

※　「卸売市場データ集」（農林水産省）を基に北海道経済部作成。
※　「水産物（産地）」、「花き」、「その他」はデータ集計なし。

② 取扱金額

（単位：億円）

年度	中央卸売市場計	青果	水産物	花き	食肉	その他	地方卸売市場計	青果	水産物（消費地）	水産物（産地）	花き	食肉	その他
H20	44,021	19,960	20,014	1,434	2,328	285	31,953	13,690	7,387	6,480	2,665	1,190	543
H21	41,208	19,102	18,275	1,402	2,158	271	30,295	13,258	7,085	5,731	2,548	1,171	502
H22	41,444	20,032	17,597	1,346	2,198	271	30,445	13,660	6,743	5,801	2,563	1,200	477
H23	39,476	19,132	16,758	1,337	1,989	260	30,265	13,050	6,925	6,213	2,484	1,140	453
H24	38,017	18,295	16,039	1,235	2,181	267	30,241	12,198	6,665	－	2,428	1,151	429
H25	39,163	19,178	16,014	1,268	2,475	228	31,869	12,543	6,964	7,954	2,640	1,344	425
H26	39,110	19,104	15,839	1,257	2,719	191	31,329	12,770	7,270	7,136	2,326	1,460	366
H27	40,263	20,001	15,921	1,236	2,917	188	31,919	13,317	7,257	7,122	2,358	1,461	403
H28	40,162	20,404	15,490	1,207	2,876	185	32,472	14,049	7,106	7,007	2,414	1,456	440
H29	38,950	19,813	15,059	1,165	2,744	169	31,566	13,433	6,857	7,125	2,302	1,470	379
H30	37,481	18,829	14,504	1,149	2,821	178	29,529	12,429	6,185	6,945	2,214	1,469	287
R1	35,767	18,112	13,725	1,105	2,663	162	27,845	12,002	6,347	5,770	2,009	1,400	317
R2	34,994	18,707	12,475	1,028	2,672	112	27,619	12,547	5,667	5,552	2,030	1,485	339
R3	35,594	18,261	13,186	1,158	2,869	120	28,021	12,278	5,713	5,880	2,209	1,589	353
R4	37,132	18,590	14,230	1,235	2,924	153	29,184	12,171	5,961	6,793	2,254	1,673	332
R5	37,436	18,968	14,178	1,179	2,958	153	29,768	12,567	6,008	6,880	2,247	1,725	341

※　「卸売市場データ集」（農林水産省）を基に北海道経済部作成。

（７）入荷形態別取扱高（消費地市場）及び産地市場取扱高

① 青果の入荷形態別取扱高

（単位：百万円）

入荷先＼入荷形態	品目	青果計 委託	青果計 買付	青果計 小計	合計	構成比
個人生産者	野菜	4,050	6,769	10,819	12,776	17.6%
	果実	772	1,185	1,957		
商人又は商社	野菜	1,634	9,458	11,092	18,836	25.9%
	果実	407	7,337	7,744		
任意組合	野菜	285	647	932	1,444	2.0%
	果実	95	417	512		
協同組合及び同連合会	野菜	7,912	2,501	10,413	15,249	21.0%
	果実	3,075	1,761	4,836		
中央卸売市場からの転送	野菜	1	2,726	2,727	4,671	6.4%
	果実	0	1,944	1,944		
中央卸売市場以外の卸売市場からの転送	野菜	39	2,052	2,091	4,113	5.6%
	果実	5	2,017	2,022		
その他	野菜	933	7,921	8,854	15,607	21.5%
	果実	404	6,349	6,753		
小計	野菜	14,854	32,074	46,928	72,696	100.0%
	果実	4,758	21,010	25,768		
合計		19,612	53,084	72,696		
構成比		27.0%	73.0%	100.0%		

※　北海道経済部調べ（令和６年度）

② 水産物の入荷形態別取扱高

（単位：百万円）

入荷先＼入荷形態＼品目		水産物計 委託	水産物計 買付	水産物計 小計	合計	構成比
個人生産者	生鮮	2,195	83	2,278	2,919	3.4%
	冷凍	0	55	55		
	加工	4	582	586		
商人又は商社	生鮮	4,344	17,855	22,199	53,187	61.2%
	冷凍	166	12,136	12,302		
	加工	366	18,320	18,686		
任意組合	生鮮	210	128	338	1,267	1.5%
	冷凍	1	404	405		
	加工	10	514	524		
協同組合及び同連合会	生鮮	5,380	961	6,341	7,134	8.2%
	冷凍	413	195	608		
	加工	0	185	185		
中央卸売市場からの転送	生鮮	5	535	540	2,174	2.5%
	冷凍	0	441	441		
	加工	2	1,191	1,193		
中央卸売市場以外の卸売市場からの転送	生鮮	12	874	886	1,785	2.0%
	冷凍	0	644	644		
	加工	0	255	255		
その他	生鮮	995	6,046	7,041	18,463	21.2%
	冷凍	18	3,505	3,523		
	加工	70	7,829	7,899		
小計	生鮮	13,141	26,482	39,623	86,929	100.0%
	冷凍	598	17,380	17,978		
	加工	452	28,876	29,328		
合計		14,191	72,738	86,929		
構成比		16.3%	83.7%	100.0%		

※　北海道経済部調べ（令和６年度）。水産物産地市場を除く。

③ 花きの入荷形態別取扱高

（単位：百万円）

入荷先＼入荷形態	品目	花き計 委託	花き計 買付	花き計 小計	合計	構成比
個人生産者	切花	1,921	27	1,948	2,561	17.6%
	鉢物	608	3	611		
	花木	2	0	2		
商人又は商社	切花	2,601	1,144	3,745	3,924	26.9%
	鉢物	29	148	177		
	花木	0	2	2		
任意組合	切花	172	48	220	223	1.5%
	鉢物	3	0	3		
	花木	0	0	0		
協同組合及び同連合会	切花	4,169	1,148	5,317	5,554	38.1%
	鉢物	236	1	237		
	花木	0	0	0		
中央卸売市場からの転送	切花	0	684	684	850	5.8%
	鉢物	0	166	166		
	花木	0	0	0		
中央卸売市場以外の卸売市場からの転送	切花	269	433	702	757	5.2%
	鉢物	4	51	55		
	花木	0	0	0		
その他	切花	290	412	702	712	4.9%
	鉢物	2	6	8		
	花木	0	2	2		
小計	切花	9,422	3,896	13,318	14,581	100.0%
	鉢物	882	375	1,257		
	花木	2	4	6		
合計		10,306	4,275	14,581		
構成比		70.7%	29.3%	100.0%		

※　北海道経済部調べ（令和６年度）

④ 水産物産地市場取扱高

（単位：百万円）

品　目	合　計	構成比
生　　鮮	183,043	93.3%
冷　　凍	195	0.1%
塩　　干	8,281	4.2%
そ の 他	4,749	2.4%
合　　計	196,268	
構 成 比	100.0%	

※　北海道経済部調べ（令和６年度）

（８）認定卸売市場名簿（令和８年２月末現在）

① 中央卸売市場

市　場　名	開　設 年月日	開設 区分	開　設　者　名	開設者 連絡先	市場所在地	取扱品目			卸売 業者 数
						青果	水産	花き	
札幌市中央卸売市場	S34 年 12 月	公設	札幌市	011-611-3111	札幌市中央区北 12 条西 20 丁目	○	○		3

② 地方卸売市場

Ⅰ　消費地市場

ア　総合市場・・・16 市場

振興局	市　場　名	開　設 年月日	開設 区分	開　設　者　名	開設者 連絡先	市場所在地	取扱品目			卸売 業者 数
							青果	水産	花き	
空知	夕張市公設地方卸売市場	S48 年 10 月	公設	夕張市	0123-53-4011	夕張市南清水沢 4 丁目 105-1	○	○		1
	公設道央地方卸売市場	S45 年 11 月	公設	岩見沢市	0126-23-1211	岩見沢市大和 4 条 7 丁目 22-1	○	○		1
	芦別地方卸売市場	S22 年 9 月	民営	芦別卸売市場㈱	0124-22-2521	芦別市北 7 条西 4 丁目 4-7	○	○		1
	滝川地方卸売市場	S17 年 12 月	民営	滝川地方卸売市場㈱	0125-24-6121	滝川市流通団地 3 丁目 7-1	○	○		1
	砂川地方卸売市場	S26 年 8 月	民営	㈱砂川地方卸売市場	0125-54-3171	砂川市東 6 条北 10 丁目 1-1	○	○		1
石狩	千歳市公設地方卸売市場	S48 年 2 月	公設	千歳市	0123-24-2709	千歳市上長都 958-1	○	○		2
後志	倶知安町地方卸売市場	S39 年 10 月	公設	倶知安町	0136-22-0131	虻田郡倶知安町字高砂 24	○	○		1
胆振	苫小牧市公設地方卸売市場	S28 年 6 月	公設	苫小牧市	0144-84-7167	苫小牧市港町 2 丁目 2-2 苫小牧市汐見町 1 丁目 1-13	○	○		2
日高	静内地方卸売市場	S35 年 12 月	民営	㈱丸静魚菜卸売市場	0146-42-1721	日高郡新ひだか町静内ときわ町 2 丁目 1-20	○	○		1
上川	旭一旭川地方卸売市場	S24 年 7 月	民営	㈱キョクイチホールディングス	0166-48-3141	旭川市流通団地 1 条 1 丁目及び 1 条 2 丁目	○	○		1
	丸果旭川地方卸売市場	S45 年 6 月	民営	丸果旭川青果卸売市場㈱	0166-48-3231	旭川市流通団地 1 条 3 丁目 14-3	○		○	1
	富良野地方卸売市場	S49 年 4 月	民営	富良野地方卸売市場㈱	0167-23-2101	富良野市弥生町 4-2	○	○		1
ｵﾎｰﾂｸ	マルキタ北見地方卸売市場	S44 年 12 月	民営	㈱キョクイチホールディングス	0157-36-2111	北見市東相内町 39-1	○	○	○	1
十勝	帯広地方卸売市場	S 3 年 10 月	民営	帯広地方卸売市場㈱	0155-37-3333	帯広市西 21 条北 1 丁目 5-1	○	○	○	1
釧路	釧路市公設地方卸売市場	S48 年 12 月	公設	釧路市	0154-31-4611	釧路市新富士町 6 丁目 1-23	○		○	1
根室	中標津町地方卸売市場	S50 年 8 月	民営	中標津地方魚菜㈱	0153-72-3392	標津郡中標津町南中 8-10	○	○		1

イ　専門市場

(ｱ) 青果・・・４市場

振興局	市場名	開設年月日	開設区分	開設者名	開設者連絡先	市場所在地	取扱品目			卸売業者数
							青果	水産	花き	
後志	余市合同青果物地方卸売市場	S23 年 2 月	民営	余市産業㈱	0135-22-3279	余市郡余市町黒川町 1175	○			1
日高	丸高青果浦河地方卸売市場	S47 年 12 月	民営	㈱丸静魚菜卸売市場	0146-22-2717	浦河郡浦河町築地 2 丁目 7-15	○			1
渡島	函館市青果物地方卸売市場	S50 年 3 月	公設	函館市	0138-49-4141	函館市西桔梗町 589-25	○			2
檜山	江差町地方卸売市場	S40 年 9 月	公設	江差町	0139-52-0389	檜山郡江差町字姥神町 138-1	○			1

(ｲ) 水産物・・・６市場

振興局	市場名	開設年月日	開設区分	開設者名	開設者連絡先	市場所在地	取扱品目			卸売業者数
							青果	水産	花き	
後志	小樽市漁業協同組合地方卸売市場	S25 年 7 月	民営	小樽市漁業協同組合	0134-22-5131	小樽市色内 3 丁目 5-18		○		1
胆振	室蘭市公設地方卸売市場	S43 年 9 月	公設	室蘭市	0143-22-1011	室蘭市東町 3 丁目 1-12		○		1
渡島	函館市水産物地方卸売市場	S40 年 7 月	公設	函館市	0138-22-5304	函館市豊川町 27-6		○		1
上川	一印旭川地方卸売市場	M31 年 7 月	民営	㈱一印旭川魚卸売市場	0166-48-3161	旭川市流通団地 1 条 3 丁目 34-12		○		1
釧路	釧路市漁業協同組合新富士水産物地方卸売市場	S44 年 8 月	民営	釧路市漁業協同組合	0154-53-5151	釧路市新富士町 6 丁目 1-3		○		1
	釧路新富士水産物地方卸売市場	S60 年 9 月	民営	釧路魚市場㈱	0154-24-4811	釧路市新富士町 6 丁目 3		○		1

(ｳ) 花き・・・６市場

振興局	市場名	開設年月日	開設区分	開設者名	開設者連絡先	市場所在地	取扱品目			卸売業者数
							青果	水産	花き	
石狩	札幌花き地方卸売市場	S56 年 4 月	第三セクター	㈱札幌花き地方卸売市場	011-892-1432	札幌市白石区流通センター7 丁目 3 及び 4			○	3
	地方卸売市場札幌花市場	R5 年 3 月	民営	㈱ブランディア	011-816-8700	札幌市白石区東札幌 5 条 1 丁目 13-1 及び 13-2			○	1
後志	おたるＨＡＮＡオークション地方卸売市場	S50 年 7 月	民営	㈱おたるＨＡＮＡオークション	0134-25-3721	小樽市奥沢 2 丁目 7-14			○	1
胆振	むろらんＨＡＮＡオークション地方卸売市場	S44 年 11 月	民営	㈱むろらんＨＡＮＡオークション	0143-44-6704	室蘭市東町 1 丁目 1-3			○	1
	苫花地方卸売市場	R5 年 1 月	民営	㈱苫花	0144-38-8787	苫小牧市末広町 2 丁目 1-1			○	1
上川	旭川生花地方卸売市場	S30 年 3 月	民営	㈱旭川生花市場	0166-47-2181	旭川市流通団地 2 条 2 丁目 32			○	1

Ⅱ　水産物産地市場・・・40 市場（１／２）

振興局	市　場　名	開　設 年月日	開設 区分	開　設　者　名	開設者 連絡先	市場所在地	取扱品目			卸売業者数
							青果	水産	花き	
後志	小樽市公設水産地方卸売市場	S53 年 4 月	公設	小樽市	0134-22-5378	小樽市高島 1 丁目 2-5		○		2
	寿都町漁業協同組合地方卸売市場	S46 年 4 月	民営	寿都町漁業協同組合	0136-62-2555	寿都郡寿都町字大磯町 206		○		1
	岩内地方卸売市場	S47 年 12 月	民営	岩内郡漁業協同組合	0135-62-6171	岩内郡岩内町字大浜 92-1		○		1
	古平地方卸売市場	S24 年 8 月	民営	東しゃこたん漁業協同組合	0135-42-2511	古平郡古平町大字港町 438		○		1
	余市水産物地方卸売市場	S49 年 12 月	民営	余市郡漁業協同組合	0135-23-2131	余市郡余市町港町 148		○		1
胆振	いぶり中央地方卸売市場	S48 年 1 月	民営	いぶり中央漁業協同組合	0143-80-2211	登別市登別港町 1-27		○		1
日高	日高中央漁業協同組合地方卸売市場	S24 年 7 月	民営	日高中央漁業協同組合	0146-22-2547	浦河郡浦河町浜町 45		○		1
	えりも地方卸売市場	S47 年 12 月	民営	えりも漁業協同組合	01466-2-2531	幌泉郡えりも町字本町 649-9 地先		○		1
渡島	鹿部地方卸売市場	S61 年 3 月	民営	鹿部漁業協同組合	01372-7-2201	茅部郡鹿部町字鹿部漁港埋立地		○		1
	砂原地方卸売市場	S50 年 7 月	民営	砂原漁業協同組合	01374-8-3293	茅部郡森町字砂原 4 丁目 31-1 地先		○		1
	森漁業協同組合魚地方卸売市場	S41 年 3 月	民営	森漁業協同組合	01374-2-2222	茅部郡森町港町 40-21		○		1
	落部地方卸売市場	S24 年 9 月	民営	落部漁業協同組合	0137-67-2211	二海郡八雲町落部 943-5		○		1
	八雲町漁業協同組合地方卸売市場	S53 年 12 月	民営	八雲町漁業協同組合	0137-62-3101	二海郡八雲町内浦町八雲漁港埋立地		○		1
留萌	新星マリン漁業協同組合留萌地方卸売市場	S58 年 1 月	民営	新星マリン漁業協同組合	0164-43-1212	留萌市明元町 5 丁目 3		○		1
	増毛漁業協同組合地方卸売市場	S25 年 8 月	民営	増毛漁業協同組合	0164-53-1203	増毛郡増毛町港町 46-2		○		1
	苫前地方卸売市場	S42 年 11 月	民営	北るもい漁業協同組合	0164-64-2331	苫前郡苫前町字苫前 85		○		1
	羽幌地方卸売市場	S24 年 7 月	民営	北るもい漁業協同組合	0164-62-1291	苫前郡羽幌町港町 1 丁目 36		○		1
宗谷	稚内市地方卸売市場	S49 年 4 月	公設	稚内市	0162-23-6184	稚内市新港町 1-13		○		1
	稚内漁業協同組合地方卸売市場	S48 年 4 月	民営	稚内漁業協同組合	0162-23-7575	稚内市中央 4 丁目 18-6		○		1
	頓別漁業協同組合地方卸売市場	H14 年 2 月	民営	頓別漁業協同組合	01634-2-2482	枝幸郡浜頓別町字頓別		○		1
	枝幸魚地方卸売市場	S33 年 3 月	民営	枝幸漁業協同組合	0163-62-1440	枝幸郡枝幸町幸町 7888		○		1

Ⅱ　水産物産地市場・・・40 市場（２／２）

振興局	市　場　名	開　設 年月日	開設 区分	開　設　者　名	開設者 連絡先	市場所在地	取扱品目			卸売業者数
							青果	水産	花き	
ｵﾎｰﾂｸ	網走地方卸売市場	T5 年 4 月	民営	網走漁業協同組合	0152-43-3123	網走市港町 132		○		1
	斜里地方卸売市場	S49 年 7 月	民営	㈱丸市斜里魚菜卸売市場	0152-23-2147	斜里郡斜里町前浜町 4-1		○		1
	常呂地方卸売市場	S24 年 10 月	民営	常呂漁業協同組合	0152-54-2025	北見市常呂町字常呂 691		○		1
	紋別漁業協同組合地方卸売市場	S14 年 4 月	民営	紋別漁業協同組合	0158-24-2556	紋別市港町 3 丁目、港町 8 丁目		○		1
	湧別漁業協同組合地方卸売市場	S48 年 1 月	民営	湧別漁業協同組合	01586-5-2551	紋別郡湧別町港町 45-3 地先		○		1
	沙留漁業協同組合地方卸売市場	S48 年 1 月	民営	沙留漁業協同組合	0158-83-2055	紋別郡興部町字沙留 142		○		1
	雄武漁業協同組合地方卸売市場	S48 年 11 月	民営	雄武漁業協同組合	0158-84-2238	紋別郡雄武町字雄武 983		○		1
十勝	広尾漁業協同組合地方卸売市場	S24 年 6 月	民営	広尾漁業協同組合	01558-2-5115	広尾郡広尾町会所前		○		1
釧路	釧路市漁業協同組合地方卸売市場	S24 年 8 月	民営	釧路市漁業協同組合	0154-22-5151	釧路市浜町 3-12		○		1
	釧路水産物地方卸売市場	S27 年 5 月	民営	釧路魚市場㈱	0154-24-4811	釧路市浜町 3-18		○		1
	厚岸漁業協同組合地方卸売市場	S37 年 7 月	民営	厚岸漁業協同組合	0153-52-2101	厚岸郡厚岸町若竹 1 丁目 5		○		1
	浜中漁業協同組合地方卸売市場	S47 年 1 月	民営	浜中漁業協同組合	0153-62-2121	厚岸郡浜中町霧多布		○		1
	白糠地方卸売市場	S47 年 12 月	民営	白糠漁業協同組合	01547-2-2221	白糠郡白糠町岬 1 丁目 2-42		○		1
根室	根室水産物地方卸売市場	S24 年 1 月	民営	根室漁業協同組合	0153-24-5811	根室市本町 5 丁目 41		○		1
	花咲水産物地方卸売市場	S24 年 4 月	民営	根室漁業協同組合	0153-25-3100	根室市花咲港 440		○		1
	歯舞水産物地方卸売市場	S48 年 1 月	民営	歯舞漁業協同組合	0153-28-3161	根室市歯舞 4 丁目 132-2		○		1
	落石水産物地方卸売市場	S47 年 12 月	民営	落石漁業協同組合	0153-27-2211	根室市落石西 395-2 先埋立地		○		1
	標津漁業協同組合地方卸売市場	S44 年 12 月	民営	標津漁業協同組合	0153-82-2420	標津郡標津町北 5 条東 1 丁目 2-9-1		○		1
	羅臼地方卸売市場	S47 年 12 月	民営	羅臼漁業協同組合	0153-87-2131	目梨郡羅臼町船見町 2-13		○		1